電子黒板等学校 ICT 機器機能強化及び整備事業　仕様書

令和 8 年 11 月
南城市教育委員会

第 1　総則

1　事業名

電子黒板等学校 ICT 機器機能強化及び整備事業

2　目的

GIGA スクール構想の下、1 人 1 台端末の活用や指導者用デジタル教科書の導入が進み、学校教育における ICT 環境は着実に向上している。本委員会においては、平成 28 年度から平成 30 年度にプロジェクター型電子黒板を、令和 5 年度に液晶ディスプレイ型電子黒板をそれぞれ整備してきたところである。しかしながら、平成 28 年度から平成 30 年度に整備した電子黒板は導入から 8 年以上が経過し、機能的制約から端末連携が円滑に行えない等、活用効果の減衰が課題となっている。加えて、児童生徒数の増加に伴う普通学級（特別支援学級を含む。）の増加及び特別教室における未整備箇所への対応の必要性が高まっている。

本事業は、こうした教育現場の現状に鑑み、普通学級（特別支援学級を含む。）の増加分及び特別教室の未整備箇所への液晶ディスプレイ型電子黒板の整備並びに老朽化した既存電子黒板の更新を行うことで、ICT 活用による新たな学びの深化を図り、教育の質を保障することを目的とする。

3　用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　本委員会　南城市教育委員会をいう。

(2)　受注者　本事業の契約の相手方をいう。

(3)　要求仕様書　別冊「電子黒板等学校 ICT 機器機能強化及び整備事業　要求仕様書」をいう。

(4)　対象学校　第 1 の 5 に掲げる南城市立小中学校をいう。

(5)　授業用 OS 環境　電子黒板で授業に用いる OS 環境（Windows）をいい、電子黒板本体のスロットに内蔵する OPS ユニット又は電子黒板本体への直接搭載により構成する（これにより、電子黒板の構成として、①本体 OS レス＋内蔵 OPS ユニット（Windows）、②本体 Android＋内蔵 OPS ユニット（Windows）、又は③本体 Windows（内蔵 OPS ユニットなし）のいずれの構成によることも認める。）。

(6)　本体 OS　授業用 OS 環境を内蔵 OPS ユニット（Windows）により構成する場合において、電子黒板本体に搭載される OS（Android）をいう（電子黒板本体に直接 Windows を搭載して授業用 OS 環境とする構成にあっては、当該 Windows が授業用 OS 環境であり、別途の本体 OS は存在しないものとする。）。

(7)　大型提示モニター　電子黒板と同時に調達する 65 型のタッチセンサー内蔵液晶ディスプレイであって、本体に OS を搭載せず、授業用 OS 環境（内蔵 OPS ユニット（Windows））を

納入しないものをいう。

(8)　標準仕様（標準装備）　本仕様書及び要求仕様書に定める機器の性能・機能、調達機器に付属し又は調達機器と一体として納入されるソフトウェア（以下「標準装備ソフトウェア」という。）並びに(9)アに定める通常保証であって、その対価が契約金額に含まれ（第2の2に定める別計上項目として計上するソフトウェアを含む。）、納入の時点で本委員会への給付が完了するものをいう（ソフトウェアの導入が製造者による出荷時対応か受注者による導入かを問わない。）。標準装備ソフトウェアのライセンスは、納入の時点で使用の権利の取得が完了し、本委員会による更新の手続及び追加の支払を要することなく第2の2に定める期間利用できるもの（永続ライセンス、利用期間を定めて一括して取得するライセンス又は無償で提供されるもの）に限る。

(9)　製品保証　調達機器の製造者又は受注者が保証書により提供する保証であって、次のア及びイをいう（内容は第6による。）。いずれも、本委員会が別に保守契約若しくは保険契約を締結し、又は年ごとに保守料、保証料その他の対価を支払うことを要しないものに限る。ア　通常保証　製造者が調達機器に付帯して提供する標準の保証（その対価は調達機器の代価に含む。）　イ　延長保証　通常保証に加えて提供する引渡しの日から5年間の保証であって、偶発的な物損事故を対象に含み、納入の時点で保証書の交付により取得が完了するもの（本調達に含める付帯品目とし、その対価は第2の2に定める別計上項目として、機器の代価と区分して計上する。）

4　納入場所及び履行期間

(1)　納入場所　第1の5に掲げる南城市立各小中学校

(2)　履行期間　本契約の効力が生じた日から令和9年3月19日まで

(3)　本件は、南城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南城市条例第43号）第3条及び南城市契約規則（令和3年南城市規則第7号）第38条第1項の規定により議会の議決に付すべき財産の取得に該当することから、落札決定後に仮契約を締結し、南城市議会の議決を得たときに本契約として成立する。南城市議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は効力を失うものとし、この場合において本市（本委員会）は一切の損害賠償の責めを負わない。

本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金を財源として実施する。

5　整備対象学校及び調達台数

調達総台数は、86型電子黒板 30台、75型電子黒板 4台、65型電子黒板 45台（計79台）及び65型大型提示モニター（タッチ対応・本体OSレス）　9台（合計88台）並びに各電子黒板及び大型提示モニターに対応する昇降式ディスプレイスタンド88台（電子黒板用79台・大型提示モニター用9台）、実物投影機79台（電子黒板1台につき1台）、授業用OS環境79式（電子黒板1台につき1式。内蔵OPSユニット（Windows）又は電子黒板本体へのWindows直接搭載により構成する。本体に直接Windowsを搭載する構成の場合は、別途の内蔵OPSユニットの納入を要しない。）及び付属ケーブル一式とする。大型提示モニターには、授業用OS環境を納入しない（OPS規格のスロットを有し、後から内蔵OPSユニットを設置できるものとする。）。本事業では電子黒板専用デスクトップPCは調達しない。

学校別の設置台数の内訳は次のとおりとする。機器の詳細な仕様は要求仕様書によるもの

とする。

No	学校名	所在地	86 型電子黒板	75 型電子黒板	65 型電子黒板	大型提示モニター(65 型)	合計
1	船越小学校	沖縄県南城市玉城字船越 960	4	0	5	2	11
2	玉城小学校	沖縄県南城市玉城字屋嘉部 3	0	0	8	1	9
3	百名小学校	沖縄県南城市玉城字百名 54	3	0	2	0	5
4	知念小学校	沖縄県南城市知念字久手堅 679	1	0	2	2	5
5	久高小学校	沖縄県南城市知念字久高 46	0	0	1	0	1
6	佐敷小学校	沖縄県南城市佐敷字佐敷 1193	2	0	5	0	7
7	馬天小学校	沖縄県南城市佐敷字津波古 1800	3	0	3	2	8
8	大里北小学校	沖縄県南城市大里字嶺井 392	2	0	5	0	7
9	大里南小学校	沖縄県南城市大里字仲間 1375	0	0	1	0	1
10	玉城中学校	沖縄県南城市玉城字富里 153	6	0	0	0	6
11	知念中学校	沖縄県南城市知念字久手堅 700	2	0	1	0	3
12	久高中学校	沖縄県南城市知念字久高 46	0	4	1	1	6
13	佐敷中学校	沖縄県南城市佐敷字兼久 16-1	1	0	6	1	8
14	大里中学校	沖縄県南城市大里字仲間 978	6	0	5	0	11
合計			30	4	45	9	88

6　仕様書及び要求仕様書の関係

本仕様書と要求仕様書の記載に相違があるときは、本委員会と受注者が協議のうえ、本事業の目的に照らして本委員会が指示するところによるものとする（入札前に相違が判明したときは、質問に対する回答等により本委員会が示すところによる。）。

第２　事業概要及び契約条件

１　事業概要

本事業は、要求仕様書に掲げる調達機器等を対象学校へ導入・整備するとともに、各種設定、既存 ICT 機器の移設・撤去・廃棄、教職員向け研修会の実施及びこれらに伴う各種資料の作成等を行うものである。

２　費用の包括、標準仕様の範囲及び内訳の区分

本事業の履行に要する一切の費用（機器等の購入費、搬入、開梱、設置、設定、移設、撤去、廃棄運搬及び処理、渡航費、各種マニュアル・資料作成費、交通費、研修会の実施に要する費用、第 6 に定める製品保証に要する費用、並びに次段に定める標準装備ソフトウェアの取得及び導入に要する費用その他諸経費等）は、すべて契約金額に含まれるものとする。契約金額は、納入の時点で給付が完了するもの（納入の時点で取得が完了する延長保証及びライセンスを含む。）の対価とし、本委員会が年ごとに支払う使用料、更新料、保守料等を含めないものとする。受注者は、納入後、本委員会に対し、標準装備ソフトウェアの使用又は製品保証の履行に係る追加の支払を求めないものとする。

標準仕様として、授業用 OS 環境（Windows）及び電子黒板本体に OS（Android）を搭載する場合の本体 OS の双方には、次の①から④までの標準装備ソフトウェアを標準装備すること（要求仕様書項番 13・14・35・37・49・51・75）。①から④までの標準装備ソフトウェアのライセンスは、納入の時点で本市を使用者とする使用の権利の取得が完了し、納入の日から 5 年間以上、本委員会による更新の手続及び追加の支払を要することなく利用できるもの（永続ライセンス、利用期間を定めて一括して取得するライセンス又は無償で提供されるもの）とし、利用期間の定めがあるものはライセンス証書等にその始期及び終期を明記すること（本体 OS にあっては、要求仕様書項番 13②又は項番 14④により本委員会が本体 OS のネットワーク接続を無効化して運用する期間における通信機能を除く。）。①本委員会が運用する資産管理ソフトウェア（LanScope。資産管理及び Web フィルタリングの機能を含み、本委員会の既存の契約と同じ構成とする。）（本委員会の既存の契約に追加して利用できるライセンスとし、ア　追加の日から既存の契約の満了日（令和 10 年 12 月 31 日）までの分及びイ　満了日の翌日から令和 14 年 3 月 31 日までの分を一括して取得すること（既存の電子黒板等のライセンスの更新は含めない。既存の契約の契約 ID は受注者に別途通知する。）。受注者は、本委員会の指示に従い、エージェントの導入及び本委員会の管理環境への登録を行うこと。）　②ウイルス対策機能を有するセキュリティソフトウェア（利用期間中、追加の支払を要することなく定義ファイル及びプログラムの更新を受けられるもの）③ホワイトボード（板書）アプリケーション（要求仕様書項番 37～47 の機能を有するもの）　④無線画面表示（Chromebook 連携）アプリケーション（要求仕様書項番 35 の児童生徒用端末（Chromebook）等からのワイヤレス画面共有及び最大 9 画面分割表示等を有するもの）。授業用 OS 環境（Windows）の③及び④は、電子黒板の製造者のもののほか、他社製の市販品又は無償で提供されるものでもよい。さらに、標準仕様として、授業用 OS 環境（Windows）には、Microsoft Office LTSC Standard 2024（Word、Excel 及び PowerPoint を含む。Microsoft 365（Microsoft 365 A1 for Devices を含む。）その他利用期間の定めのあるサブスクリプション型は認めない。なお、製造元のサポート終了（2029 年 10 月 9 日）後の後継ライセンスへの移行等については本委員会において別途措置する。）及び実物投影機表示アプリケーション（前段と同じ条件のライセンスによるもの）が標準装備されていることを必須とする（要求仕様書項番 63・75）。これら標準装備ソフトウェアの取得及び導入並びに第 6 に定める製品保証に要する費用は、前段の契約金額に含まれるものとする。

また、受注者（応札者）は、見積書、入札時に提出する入札金額内訳書及び契約金額内訳書において（契約金額内訳書の金額は入札金額内訳書の金額と一致させ、区分間及び行間で金額を振り替えないこ

と。）、全体の金額を次の 3 つの区分に明確に分けて小計及び内訳を算出・記載すること（各区分の内訳には、機器本体（通常保証を含み、延長保証を除く。）、標準装備ソフトウェア（製品ごとにライセンスの形態（永続ライセンス、利用期間を定めて一括して取得するライセンス（利用期間）又は無償で提供されるものの別）を付記する。）及び役務を区分して記載すること。）。あわせて、(1)及び(2)の区分の中で、第 6 に定める延長保証、資産管理ソフトウェア（LanScope）及びウイルス対策機能を有するセキュリティソフトウェア（以下「別計上項目」という。）の行を他の行と分け、区分ごとに別計上項目の小計を記載すること。

(1) 【電子黒板分】 電子黒板本体（79 台）、実物投影機（79 台）、電子黒板用昇降式ディスプレイスタンド（79 台）、授業用 OS 環境（79 式）、標準装備ソフトウェア一式（79 台分）、周辺ケーブル類（各 79）、並びに電子黒板に係る搬入・開梱・設置・配線・設定・動作確認・教職員向け操作研修（13 回。久高小学校及び久高中学校は合同で 1 回）及び既設置電子黒板の校内移動作業（16 台）に要する費用（第 6 に定める製品保証（通常保証及び延長保証）を含み、別計上項目を区分する。要求仕様書区分①②・③・④・④-2・⑤・⑥の項番 82）

(2) 【モニター分】 大型提示モニター本体（65 型・タッチ対応・本体 OS レス：9 台。標準付属ケーブル等を含む。）、大型提示モニター用昇降式ディスプレイスタンド（9 台）、並びに大型提示モニターに係る搬入・開梱・組立て・設置・配線・接続及び動作確認に要する費用（第 6 に定める製品保証（通常保証及び延長保証）を含み、延長保証を区分する。要求仕様書区分⑦の項番 85～93）

(3) 【廃棄費用分】 既存機器（プロジェクター型電子黒板 63 台及び大型ディスプレイ 17 台、計 80 台）の①撤去作業費（取外し、原状回復、各教室からの搬出及び運搬車両への積込みまで）、②プロジェクター型電子黒板 63 台に係る産業廃棄物の収集運搬及び処分に要する費用（運搬車両への積込み後の処分施設までの収集運搬及び処分）並びに③大型ディスプレイ 17 台に係る特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づく再商品化等料金及び指定引取場所までの収集運搬に要する費用（第 5 の 3(9)。①から③までを重複なく区分して明記すること。要求仕様書区分⑥の項番 83）

3 事業工程管理

(1) 受注者は、本業務の着手前に全体的な作業工程表及び日程表を作成し、本委員会及び対象学校へ提出し、事前に承認を得ること。

(2) 業務着手時及び履行期間中、本委員会と密に連携を図り、設計書、運用マニュアル、完成図書等を期日までに作成・提出すること。

4 協議事項及び追加作業

(1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本委員会及び対象学校と協議のうえ、対応を決定すること。

(2) 本仕様書及び要求仕様書の趣旨から当然に含まれると解される軽微な作業に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 前号に該当しない作業であって、本委員会の都合により仕様の範囲を超えて必要が生じたものについては、双方協議のうえ、必要に応じて契約の変更を行うものとする。

5 数量の変更

学級編制の変更その他の事由により調達数量に増減が生じる場合は、本委員会と受注者が協議のうえ、契約の変更により対応するものとする。

6　応札物品の仕様適合確認

(1)　要求仕様書に記載する参考型式（項番 79～81）は、要求する性能及び機能を示すための例示であり、同等以上の性能及び機能を有する物品による応札を妨げない。

(2)　入札参加者は、応札するすべての物品について、入札公告に定める期限までに、応札物品仕様適合確認書に必要事項を記載し、仕様に適合することが確認できるカタログ、機能仕様書等の写しを添付して提出すること。

(3)　仕様に適合するか否かは、本委員会が判断し、提出者に通知する。受注者は、確認を受けた物品を納入すること。

7　納入機器の統一

(1)　本業務により納入する電子黒板（79 台）は、全対象学校を通じて同一の構成（①本体 OS レス＋内蔵 OPS ユニット（Windows）、②本体 Android＋内蔵 OPS ユニット（Windows）、又は③本体 Windows（内蔵 OPS ユニットなし）のいずれか 1 つの構成）及び同一の型式のものとすること。ただし、画面サイズの相違により型式が異なるものとなる場合は、同一のメーカーの同一のシリーズに属する製品とすること。

(2)　昇降式ディスプレイスタンド、実物投影機、授業用 OS 環境（内蔵 OPS ユニット（Windows）を用いる場合は当該ユニットを含む。）、大型提示モニター及び周辺ケーブル類についても、区分ごとに同一の型式のものとすること。授業用 OS 環境（Windows）は、全台を同一のエディションとすること。大型提示モニターは、電子黒板と同一のメーカーであることを要しない。

(3)　前 2 号の規定は、次の理由により定めるものである。

ア　全対象学校において操作方法、画面構成及び操作研修の内容を共通のものとし、教職員の異動時における習熟の負担を軽減するため。

イ　教職員が作成する教材データの学校間における互換性を確保し、教材の共有を可能とするため。

ウ　障害発生時の問合せ窓口を一本化し、対応の迅速化を図るため。

(4)　本条の規定は、特定のメーカー又は特定の型式による納入を求めるものではなく、要求仕様書に定める性能及び機能を満たす限り、いずれのメーカーの製品によることも妨げない。

(5)　受注者は、天災その他やむを得ない事由により第 1 号又は第 2 号の規定によることができないときは、あらかじめ書面により本委員会に申し出て、その承認を得なければならない。この場合において、本委員会は、要求仕様書に定める性能及び機能を満たし、かつ、前 3 号に掲げる目的が損なわれないと認めるときに限り、これを承認する。

8　再委託の制限

(1)　受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(2)　業務の一部を委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方、範囲及び理由を記載した書面により本委員会の承認を得ること。

(3)　受注者は、再委託先に対し、本仕様書に定める義務（第 9 に定める情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事項を含む。）と同等の義務を負わせ、その履行について責任

を負うものとする。

9　検査

(1)　受注者は、機器の設置及び設定の完了後、学校ごとに本委員会及び当該学校の立会いのもとで検査を受けること。

(2)　検査においては、機器の員数、外観、要求仕様書に定める性能及び第 4 に定める動作確認の結果を確認する。

(3)　検査に合格しないときは、受注者の負担により速やかに是正し、再度検査を受けること。

(4)　納入された機器が要求仕様書に定める仕様又は要求性能を満たさない場合は、受注者の負担により仕様を満たす機器に入れ替えること。

10　支払条件

本業務に係る代金の支払は、本業務のすべての履行が完了し、本委員会の検査に合格した後、受注者からの適法な請求に基づき一括して行うものとする。部分払は行わない。

11　成果物の権利の帰属

(1)　本業務により作成した設計書、マニュアル、完成図書等の成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本委員会に帰属するものとする。ただし、受注者又は第三者が従前から有する著作権は、この限りでない。

(2)　受注者は、本委員会に対し、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(3)　本委員会は、成果物を教育活動及び本委員会の事務のために複製し、又は改変して利用することができる。

12　不可抗力による措置

台風、地震その他受注者の責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、履行期間内に本業務を完了することが困難となったときは、受注者は速やかにその状況を本委員会に報告し、南城市契約規則第 47 条の規定に基づき履行期限の延長を申し出ることができる。本委員会がやむを得ないと認めたときは、履行期限を延長するものとし、この場合において、当該延長期間に対応する部分については南城市契約規則第 45 条及び物品売買仮契約書（同規則様式第 9 号（その 3））第 9 条第 3 項・第 11 条に定める遅延損害金（違約金）は徴収しないものとする。

第 3　搬入、開梱及び設置作業要件

1　事前確認

(1)　受注者は、作業着手前に、設置予定教室の搬入経路、一時保管場所、電源容量及びコンセントの口数を対象学校と調整のうえ確認し、その結果を本委員会に報告すること。

(2)　前号の確認の結果、電気設備の改修を要することが判明した場合は、速やかに本委員会に報告すること。当該改修工事は本業務の範囲に含まない。

2　搬入及び安全管理

(1)　校内作業時には、児童生徒及び教職員の安全確保を最優先として作業を行うこと。

(2)　搬入設置、配線、各種設定、動作確認及び移設・撤去・廃棄等、すべての作業において児童生徒への安全面に十分配慮すること。

(3)　搬入及び設置は、教育活動の妨げとならない日時に行うこと。作業日時は事前に対象学校と調整すること。

(4)　作業は、管理者による適切な管理のもと、複数体制で実施すること。

(5)　学校施設及び調達機器を損傷しないよう留意すること。万一損傷を与えた場合は、受注者の費用負担において速やかに原状回復を行うこと。

3　機器の組立て、設置及び備品管理

(1)　受注者は、機器の配置箇所について対象学校と十分協議のうえ決定し、開梱、組立て及び設置作業を行うこと。

(2)　調達したすべての機器に対し、見えやすい位置に備品管理ラベルを貼り付けること。記載項目は「備品番号」「メーカー名」「品名」「製造番号（シリアル No.）」「導入設置日」「財源の名称（沖縄振興特別推進市町村交付金）」「担当所属名（教育指導課）」とする。ラベルの大きさは、名刺サイズ（91mm×55mm）より大きいものとすること。

(3)　梱包材、段ボール等のすべての廃材及び梱包資材は、受注者が引き取り、清掃を行うこと。

4　安全対策

(1)　昇降式ディスプレイスタンドの土台部分（脚部等）には、児童生徒の安全確保（接触・転倒時の衝撃緩和）のため、角あて（クッション材）を取り付けること。

(2)　キャスターは、設置後、すべてのストッパーを施錠した状態で引き渡すこと。

(3)　教職員に対し、高さ調整時及び移動時の転倒防止に関する取扱いを、第 7 の研修会において説明すること。

5　配線要件

(1)　配線類はコードクランプ、マジックバンド等で結束し、ケーブル類が極力見えないよう美観に配慮すること。補強が必要な箇所にはモール、スパイラルチューブ等で保護すること。

(2)　電子黒板等を移動して活用することを考慮し、電源ケーブル、HDMI、USB Type-C 等の各種ケーブル類は、簡易的に取り外し及び再結束が行えるよう配線すること。

6　離島における作業

久高島に所在する学校において作業を行う場合は、船舶による輸送及び荷揚げに要する費用、日程調整並びに天候による順延の可能性を考慮して計画を立てること。これらに要する費用は契約金額に含むものとする。

第 4　機器設定要件

1　ファームウェア及びソフトウェアの設定

(1)　調達機器は、導入時点における最新バージョンのファームウェア等を適用して導入すること。本体 OS（Android）を搭載する構成にあっては、本体 OS に、納入時点で製造者が提

供している最新のセキュリティ修正を適用すること。

(2)　第 2 の 2 及び要求仕様書に定める標準装備ソフトウェアをインストール（出荷時搭載済みの場合は設定）し、動作確認を行うこと。導入するソフトウェアの一覧及び設定値は、着手前に本委員会と協議のうえ確認し、機器設計書に記載すること。

(3)　本体 OS（Android）を搭載する構成にあっては、受注者は、契約締結後、機器を発注する前に、本体 OS のバージョン、セキュリティ上の修正の提供頻度及び提供終了予定年月を示す製造者の書面を本委員会に提出し、要求仕様書項番 13 及び 14 に適合することの確認を受けること。

2　ネットワーク及び外部ストレージ接続

(1)　各電子黒板を校内無線ネットワークに接続し、動作確認まで行うこと。

(2)　電子黒板をネットワーク接続ストレージ（NAS）へ接続できるよう設定を行い、動作確認を実施すること。

(3)　IP アドレス、無線 SSID、認証方式、NAS の接続情報等のネットワークに関する情報は、契約後に本委員会から別途提示する。

3　動作確認

次の各号について動作確認を行い、その結果を動作確認結果報告書として提出すること。

(1)　単体試験（電源の入切、タッチ操作、各入出力ポートの通電及び映像・音声出力）

(2)　有線及び無線による画面投映（本委員会が整備する児童生徒用端末（Chromebook）を用いて実施すること。）

(3)　指導者用デジタル教科書の投映及び操作

(4)　学習 e ポータル（まなびポケット）の表示及び操作

(5)　電子黒板からの NAS 上のファイルの読み書き

(6)　実物投影機の接続及び投映

(7)　授業用 OS 環境（Windows）及び本体 OS（本体に Android を搭載する場合）の起動及び標準装備ソフトウェアの動作（搭載される双方の OS における無線画面表示（Chromebook 連携）アプリケーション、ホワイトボード（板書）アプリケーション及びウイルス対策機能を有するセキュリティソフトウェアの動作、授業用 OS 環境における Microsoft Office LTSC Standard 2024 及び実物投影機表示アプリケーションの動作、並びに本体 OS（Android）を搭載する場合の OS 切替え及び本体 OS のネットワーク接続を無効にした状態での動作を含む。）

(8)　授業用 OS 環境（Windows）及び本体 OS（本体に Android を搭載する場合）の双方についての資産管理ソフトウェア（LanScope）（要求仕様書項番 51・75）による管理環境への登録及びポリシーの適用

(9)　大型提示モニターの映像・音声出力、PC 接続時のタッチ操作及び昇降式ディスプレイスタンドへの取付け

(10)　校内移動作業（第 5 の 1(7)）を行った電子黒板の、移動先での単体試験及び画面投映

第 5　既存機器の撤去及び廃棄要件

1　撤去の範囲

(1)　対象学校の既存機器であるプロジェクター型電子黒板（スクリーン一体型のものに限る。）及び大型ディスプレイ（タッチ機能のないプラズマテレビ（パナソニック製　TH-P50G1EH）であり、家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器。17 台すべてがこの型式のプラズマテレビである。）について、本体、スクリーン部、投映装置、スタンド、取付金具及び付属ケーブル類を含めた機器一式を撤去すること。

(2)　既存のプロジェクター型電子黒板はいずれもスクリーン一体型であり、天井又は壁面上部への固定及びこれらの内部を経由する配線を伴わないものである。また、既存の大型ディスプレイはいずれもスタンド式であり、壁面等への固定を伴わないものである。

(3)　その他不要となる ICT 機器備品についても、撤去及び運搬が必要となる場合は協力すること。

(4)　撤去に伴い、壁面又は床面に転倒防止金具、配線用モール等の固定跡が生じるときは、下地の露出、ビス穴等が残らないよう、埋戻し等の必要な措置を行うこと。

(5)　受注者は、作業着手前に対象学校において既存機器の設置状況を確認し、その結果を本委員会に報告すること。当該確認の結果、本項に定める範囲を超える作業を要すると認められるときは、第 2 の 4（協議事項及び追加作業）により処理する。

(6)　撤去作業は、児童生徒の学習活動に支障を及ぼさないよう、実施日時をあらかじめ対象学校と調整のうえ行うこと。

(7)　既設置電子黒板の校内移動作業　対象学校に設置されている既存の電子黒板を、同じ学校内の別の教室等へ移動すること。作業には、取外し、運搬、取付け（昇降式ディスプレイスタンドの移動を含む。）、配線、接続及び動作確認を含む。作業の前に移動する機器の動作を確認し、異常があれば本委員会に報告すること。対象の学校及び台数並びに移動元及び移動先の教室等は、本委員会が別途指示する。

2　撤去・廃棄台数

(1)　撤去・廃棄台数は、プロジェクター型電子黒板 63 台及び大型ディスプレイ 17 台の計 80

台とする。学校別の内訳は次のとおりとする。

No	学校名	プロジェクター型 電子黒板	大型 ディスプレイ	計
1	船越小学校	10	8	18
2	玉城小学校	4	1	5
3	百名小学校	4	0	4
4	知念小学校	4	0	4
5	久高小学校	1	0	1
6	佐敷小学校	7	3	10
7	馬天小学校	2	0	2
8	大里北小学校	5	0	5
9	大里南小学校	2	0	2
10	玉城中学校	7	0	7
11	知念中学校	4	0	4
12	久高中学校	2	2	4
13	佐敷中学校	7	0	7
14	大里中学校	4	3	7
合計		**63**	**17**	**80**

(2)　前号の台数は現況に基づくものであり、実際の撤去台数が当該台数と異なるときは、第2の4（協議事項及び追加作業）により処理する。

3　廃棄物の処理

(1)　撤去した機器の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家電リサイクル法その他関係法令に従い、適正に行うものとする。

(2)　撤去した機器は南城市の所有に係るものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の排出事業者は南城市（本委員会）である。

(3)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項及び第6項並びに同法施行令第6条の2の規定（委託基準）に従い、本委員会は、収集運搬業者及び処分業者（受注者が自ら収集運搬又は処分の許可を有する場合にあっては受注者、受注者が自ら当該許可を有しない場合にあっては第5号により本委員会が承認した当該許可を有する産業廃棄物処理業者。以下本項において同じ。）とそれぞれ直接、本契約とは別に産業廃棄物処理委託契約を書面により締結する。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は本委員会が交付する。

(4)　前号の産業廃棄物処理委託契約の対象となる業務は、次のア及びイの業務とする（対象学校における既存機器 80 台の取外し、固定跡の原状回復、各教室からの搬出及び運搬車両への積込みは、第1項第1号及び第4号の既存機器撤去作業として受注者が行うものとし、本号の産業廃棄物収集運搬・処分業務と費用を重複計上しないこと。）。

ア　対象学校において運搬車両へ積み込まれた既存機器（プロジェクター型電子黒板 63 台。大型ディスプレイ 17 台は第9号による。）の処分施設までの収集運搬

イ　処分（中間処理及び最終処分）又は再生利用

(5)　受注者は、前号の業務のうち収集運搬又は処分を自ら行う場合は、当該業務に係る産業

廃棄物処理業の許可を有していなければならない。受注者が自ら当該許可を有しない場合は、あらかじめ本委員会の承認を得て、当該許可を有する産業廃棄物処理業者に当該業務を行わせることができる（この場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理委託契約は第3号のとおり本委員会と当該許可を有する収集運搬業者及び処分業者との間でそれぞれ直接、書面により締結し、それに要する費用は第7号のとおり本契約の契約金額に含むものとする。）。受注者は、自ら又は当該産業廃棄物処理業者の許可証の写しを本委員会に提出すること。

(6)　受注者は、撤去した機器に記録媒体が含まれるときは、記録された情報が復元できないよう消去又は物理的破壊を行い、その記録を完成図書に含めること。

(7)　本項に係る費用（収集運搬費及び処分費を含む。）は、第 2 の 2 のとおり本契約の契約金額に含むものとする。

(8)　受注者は、処分が完了したときは、産業廃棄物管理票の E 票その他処分の完了を証する書面（大型ディスプレイにあっては、第9号ウの家電リサイクル券の排出者控え）を本委員会に提出すること。

(9)　大型ディスプレイ 17 台は、家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器廃棄物として、第3号から前号までの規定にかかわらず、同法の定めるところにより、本委員会を排出者として処理するものとし、受注者は次のとおり行うこと。

ア　家電リサイクル法第 9 条の規定により引取りを行う小売業者への引渡し又は製造業者等の指定引取場所への引渡しにより処理すること。

イ　指定引取場所までの収集運搬は、受注者が家電リサイクル法第 9 条の規定により引取りを行う小売業者に該当する場合を除き、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者（受注者が自ら当該許可を有する場合にあっては受注者、受注者が自ら当該許可を有しない場合にあっては第 5 号の例により本委員会が承認した当該許可を有する者）が行うものとし、当該収集運搬の委託契約は、第 3 号の例により、本委員会が当該許可を有する者と直接、書面により締結する。

ウ　家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の作成その他引渡しに必要な手続を本委員会に代わって行い、その排出者控えを本委員会に提出すること。

エ　再商品化等料金（リサイクル料金）及び指定引取場所までの収集運搬に要する費用は、第2の2のとおり本契約の契約金額に含むものとする。

オ　型番等の確認により家電リサイクル法の対象とならないことが判明したものは、本委員会と協議のうえ、第3号から前号までにより産業廃棄物として処理する。

4　写真記録

(1)　受注者は、次の各号について写真を撮影し、完成図書に含めること。

ア　撤去前の設置状況（撤去する全教室）

イ　撤去後の状況（撤去する全教室）

ウ　1の(4)により原状回復の措置を行った箇所

エ　移設を行う場合は、移設前及び移設後の状況

(2)　写真は、撮影日、対象学校名及び教室名が判別できるようにすること。

(3)　廃棄に係る処理の記録（産業廃棄物管理票の E 票の写し及び大型ディスプレイに係る家電リサイクル券の排出者控えの写し）を完成図書に含めること。

5　既存機の不用決定及び財産処分の手続

(1)　本委員会は、撤去する機器について、取得年度及び耐用年数（処分制限期間）の経過状況を確認のうえ、関係法令及び本市の財務規則に従い所要の不用決定及び財産処分の手続を行う。

(2)　受注者は、前号の手続が完了するまでの間、当該機器の撤去又は処分を行ってはならない。

第 6　保守及び保証要件（標準仕様）

本条（1 から 5 まで）に定める保証期間、保証内容及び保守体制は、第 1 の 3(9)に定める製品保証（通常保証及び延長保証）により提供するものとし、本委員会が別に保守契約若しくは保険契約を締結し、又は年ごとに保守料、保証料その他の対価を支払うことを要しないものとする。通常保証の対価は調達機器の代価に含み、延長保証の対価は第 2 の 2 に定める別計上項目として、機器の代価と区分して計上する。受注者は、保証の提供者、期間、範囲及び条件を記載した保証書を納品すること。

1　保証期間及び保証内容（標準仕様）

調達機器には、標準仕様として、製造者の通常保証を付すること（期間及び内容は製造者の定めによる。）。これに加え、電子黒板本体（授業用 OS 環境を構成する内蔵 OPS ユニット（Windows）を含む。）、大型提示モニター及び昇降式ディスプレイスタンドについて、本調達に含める付帯品目として、延長保証を付すること。延長保証は、引渡しの日から 5 年間（通常保証の期間を含む。）、通常の使用における自然故障・不具合の無償修理に加え、教育活動等における破損、転倒、落下、衝突、水濡れ等の偶発的な物損事故を保証の対象に含むもの（修理不能な場合の同等品以上の製品との交換を含む。）とし、本委員会又は対象学校の自己負担額（免責金額）がなく、保証の金額（限度額）及び修理回数の上限がないものとする。延長保証は、納入の時点で、保証の提供者、対象機器（製造番号）、保証期間の始期及び終期、保証内容及び条件を記載した保証書（保証登録を要するものは、登録の完了を証する書面を含む。）の交付をもって取得が完了するものとし、その対価は機器の代価に含めず、契約金額内訳書に保証の製品名（型番）、対象機器ごとの単価及び数量を明示して計上すること。機器の代価には通常保証の対価のみを含めることとし、通常保証の期間及び内容を内訳書の備考に記載すること。受注者は、契約締結時に、延長保証の価格の根拠を示す資料（製造者又は保証の提供者の見積書の写し、価格表等）を提出すること。延長保証の検査は、保証書等の提出をもって行う。受注者は、通常保証及び延長保証の保証書又は保証規定の写しによりその内容をあらかじめ本委員会に示すこと。実物投影機は、製造者の通常保証のみで足りるものとし、延長保証、代替機の貸与及び現地対応を要しない。

2　保守体制（標準仕様）

(1)　標準仕様として、沖縄県が島嶼県であり障害発生時に至急の現地対応を要することから、受注者は沖縄本島内に本店、支店又は営業所等を有するとともに、沖縄県内に保守拠点（メーカー直営又は正規代理店によるものとし、離島への対応が可能な体制を含む。）を

有すること。

(2)　対象学校及び本委員会からの問合せに対応する窓口を一本化し、電話及び電子メールにより受け付けること。受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（年末年始及びメーカーの休業日を除く。）以上とすること。

(3)　本委員会が委託するICT支援員からの問合せにも対応すること。

3　障害対応（標準仕様）

(1)　製品保証に基づく修理（実物投影機を除く。）は、現地（オンサイト）で行うこと。障害（物損事故による破損等を含む。）の連絡を受けてから現地対応を行うまでの日数は保証書の定めによるものとし、受付日の翌開庁日以内に対応できるよう努めること。ただし、離島に所在する学校については、船舶の運航状況を踏まえ本委員会と協議のうえ対応日を定める。

(2)　修理に日数を要する場合において、製品保証の内容に代替機の貸与が含まれるときは、代替機を貸与し、授業への影響が最小限となるよう対応すること（製品保証の内容に代替機の貸与が含まれるかどうかを、保証書又は保証規定により示すこと。）。修理完了後は、導入時と同等の設定に復旧すること。

(3)　対応の完了後、サービス報告書を本委員会及び当該学校に提出すること。

(4)　製品保証の範囲内の修理（修理不能時の交換を含む。）、部品交換及び現地対応に要する費用は受注者の負担とし、本委員会又は対象学校に追加の費用を求めないこと。

4　部品の供給（標準仕様）

調達機器は、引渡しの日から5年間、保守部品の供給が可能な製品とすること。

5　保守の対象外

次の各号のいずれかに該当する場合は、前各項に定める保守及び保証の対象外とする。

(1)　学校又は本委員会の都合による機器の改造又は専門業者を要する施設間の移設作業中に生じた故障（ただし、日常の教育活動等において昇降式ディスプレイスタンドを用いて教室内又は校内で移動する際に生じた転倒、衝突等の偶発的な物損事故は、第1項に定める製品保証の対象とする。）

(2)　受注者以外の者による分解若しくは改造、又は故意若しくは重大な過失に起因する故障（ただし、通常の教育活動等における児童生徒又は教職員の不注意・過失による破損、転倒、落下、衝突、水濡れ等の偶発的な物損事故は、第1項に定める製品保証の対象とする。）

(3)　日常の清掃その他通常の使用に伴う軽微な保守作業

(4)　地震、台風、落雷その他の天災又はこれに準ずる不可抗力による損傷

6　契約不適合責任

南城市契約規則第60条及び物品売買仮契約書（同規則様式第9号（その3））第7条の定めるところにより、引渡しの日から1年間、納入した機器（標準装備ソフトウェアを含む。）又は施工に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事項（契約不適合）があった場合は、受注者の負担により、無償で履行の追完（目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し）を行うこと。なお、本項の規定は、第1項から第4項までに定める製品保証及び保守

体制の義務を軽減し、又は制限するものではない。

7　初期不良

引渡し後の初期不良については、新品との交換等により、確実かつ迅速に対応すること。

第 7　教職員向け研修会要件

1　研修会の開催

(1)　導入した電子黒板の利活用促進を図るため、機器の導入を行う学校において操作研修会を各校 1 回（合計 13 回）実施すること。ただし、久高小学校及び久高中学校は「久高小中学校」として 1 回とする。対象校は次のとおりとする。

No	学校名	実施回数
1	船越小学校	1
2	玉城小学校	1
3	百名小学校	1
4	知念小学校	1
5	久高小中学校（久高小学校・久高中学校）	1
6	佐敷小学校	1
7	馬天小学校	1
8	大里北小学校	1
9	大里南小学校	1
10	玉城中学校	1
11	知念中学校	1
12	佐敷中学校	1
13	大里中学校	1
合計		13

(2)　講師は、メーカー又はメーカー認定のインストラクターとすること。

2　研修カリキュラム及びマニュアル

(1)　受注者は、事前に次の項目について具体的内容を本委員会に提案し、協議のうえ、マニュアルを作成して研修会を実施すること。

ア　調達機器（電子黒板、授業用 OS 環境、大型提示モニター、実物投影機）の基本操作（授業用 OS 環境（Windows）及び本体 OS（Android を搭載する場合）での無線画面表示（Chromebook 連携）アプリケーション、ホワイトボード（板書）アプリケーション、Microsoft Office LTSC Standard 2024 及び実物投影機表示アプリケーションの利用、本体 OS を搭載する場合の OS の使い分け、並びに大型提示モニターへの PC の接続を含む。）

イ　標準装備ソフトウェアの使用方法

ウ　活用事例の紹介及び各教科の活用提案

エ　児童生徒用端末（Chromebook）と電子黒板との連携操作

オ　情報セキュリティ及び情報モラル面での留意事項

カ　電子黒板及び専用リモコンの取扱説明並びに納品物の説明

キ　機器の安全な取扱い（高さ調整時及び移動時の転倒防止を含む。）

ク　定期メンテナンスの実施方法及び障害発生時の連絡方法

ケ　本委員会が委託する ICT 支援員に対する製品説明

コ　その他、本委員会及び対象学校が要望する内容

(2)　研修会で使用するマニュアル及び研修会での質疑内容をまとめた Q&A シートを作成し、本委員会及び対象学校へ紙媒体で各 1 冊、電子データを各 1 部納品すること。

第 8　成果物及び納品物

提出する資料は次のとおりとする。本委員会は、このほか事業完了報告書等の資料の提出を求めることがある。

項	提出資料	提出内容	提出時期
1	機器設計書	（ア）導入機器一覧　（イ）機器設定値　（ウ）ソフトウェア設定値　（エ）製造者等一覧（調達機器及び標準装備ソフトウェアの製造者、製造国及び更新プログラムの配信元。第 9 の 6(1)）	機器納品前
2	導入計画書	（ア）作業工程スケジュール　（イ）日程表　（ウ）体制表　（エ）機器等設置場所一覧　（オ）作業者名簿及び緊急連絡体制図	機器納品前
3	完成図書	学校ごとに分けて提出すること。（ア）納品検収書　（イ）導入機器一覧　（ウ）導入機器設置写真（導入する全教室）　（エ）移設機器設置写真（移設する全教室）　（オ）撤去機器・再利用機器写真（撤去・再利用する全教室）　（カ）廃棄に係る処理の記録（産業廃棄物管理票の E 票の写し及び大型ディスプレイに係る家電リサイクル券の排出者控えの写し）　（キ）マニュアル一式　（ク）保証書（第 6 に定める通常保証及び延長保証の提供者、期間、範囲及び条件を記載したもの）及び標準装備ソフトウェアのライセンス証書（Microsoft Office LTSC Standard 2024、資産管理ソフトウェア（LanScope）、セキュリティソフトウェア、ホワイトボード（板書）アプリケーション、無線画面表示（Chromebook 連携）アプリケーション及び実物投影機表示アプリケーションについて、使用者名義、ライセンスの種類並びに利用期間の始期及び終期（永続ライセンス又は無償で提供されるものにあっては、その旨）を記載したもの）　（ケ）保守体制表及び連絡体制一覧表　（コ）機器設計書　（サ）動作確認結果報告書　（シ）以上の電子媒体 1 部	機器納品後

項	提出資料	提出内容	提出時期
4	媒体等	（ア）電子黒板のリカバリ媒体（授業用 OS 環境（Windows）のリカバリ媒体を含む。） ※本事業でマスタイメージを作成する場合はマスタイメージを含む。2 部（正・副）を USB メモリ等で提出すること。	機器納品後
5	運用マニュアル	（ア）研修会マニュアル （イ）復元手順書 （ウ）研修会質疑をまとめた Q&A シート	機器納品後
6	取得財産等管理台帳データ	学校名、設置教室名、区分（電子黒板分／モニター分）、品名、型式、製造番号（シリアル No.）及び取得価格を記載した一覧（本委員会が指定する様式）	機器納品後

第 9 情報セキュリティ及び個人情報の保護

1 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令並びに南城市情報セキュリティポリシー及び南城市教育委員会教育情報セキュリティポリシーを遵守すること。

2 機密保持

(1) 業務上知り得た本委員会の機密情報及び個人情報等の一切の事項について、契約期間中のみならず契約終了後も第三者へ漏えいしてはならない。

(2) 本委員会が業務上必要と認めて貸与するデータ及び内部情報については、散逸、漏えい、目的外使用等の事故が起きないよう十分注意して取り扱うこと。

(3) 故意過失を問わずデータ流出事故が発生した場合は、直ちに本委員会に報告し、本委員会の指示に従うこと。事故により損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

(4) 本委員会が許可した場合を除き、資料等を複写し、又は複製してはならない。許可を得て複写又は複製したときは、本業務終了後直ちに消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(5) 機密情報を記した書類その他の物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。

3 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

4 クラウドサービスに保存されるデータの取扱い

(1) 要求仕様書に定めるクラウドによる集中管理機能その他のクラウドサービスを利用する場合、当該サービスに保存されるデータの保管場所は日本国内とすること。

(2) 契約終了時又は本委員会の求めがあったときは、保存されたデータを確実に消去し、その旨を報告すること。

(3) 当該サービスの利用に当たっては、本委員会が別に定める外部サービスの利用に係る審査の手続に協力すること。

5　作業体制

本業務における設定作業等を行う者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークの付与認定を受けた事業所に所属する者であること。

6　サプライチェーン・リスク対策

本業務の調達機器及び標準装備ソフトウェアについては、サプライチェーン・リスク（製品の製造、流通又は更新の過程で不正な機能の組込み等が行われ、情報の窃取、改ざん、機能の停止等が生じるおそれをいう。）に対応するため、次の各号に定めるところによること。

(1)　受注者は、電子黒板（授業用OS環境を構成する内蔵OPSユニット（Windows）を含む。）、大型提示モニター、実物投影機及び標準装備ソフトウェアについて、製造者（製造を他の者に委託している場合は、製造委託先を含む。）、製造国並びにファームウェア及びソフトウェアの更新プログラムの配信元を、機器設計書（第８の1）に記載して提出すること。

(2)　調達機器及び標準装備ソフトウェアには、本委員会が意図しない情報の外部送信、遠隔操作その他の不正な機能が含まれていないこと。受注者は、その旨を製造者の資料又は製造者若しくは受注者の誓約書（様式は任意）により示すこと。

(3)　ファームウェア及びソフトウェアの更新は、製造者又は正規の提供元が配信するものであって、電子署名等により改ざんを検知できるものに限ること。

(4)　受注者は、製造者の脆弱性に関する受付窓口及び脆弱性が判明した場合の本委員会への通知の方法を示すこと。保証期間中に調達機器又は標準装備ソフトウェアに重大な脆弱性が判明したときは、速やかに本委員会に通知するとともに、対応策を提示すること。

(5)　調達機器が外部へ送信する情報（利用状況、稼働状況等）の内容及び送信先を示し、本委員会の求めに応じて当該送信を停止できること（資産管理ソフトウェア（LanScope）その他本委員会が指定するものによる送信を除く。）。

第10　調達機器の条件

(1)　調達する機器は、要求仕様書に定める仕様を満たす新品未使用のものとし、中古品及び再生品は認めない。

(2)　調達する機器は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく判断の基準を満たす製品の採用に努めること。

(3)　沖縄県の気候を踏まえ、高湿度及び塩害の環境下での使用に配慮した製品であること。

(4)　調達する機器は、公告日においてメーカーが現に販売している製品であって、公告日において製造終了又は販売終了が公表されていないものであること。

(5)　第６の４に定めるところにより、引渡しの日から５年間、保守部品の供給が可能なものであること。

(6)　公告日後にメーカーが後継機種を発表した場合において、当該後継機種により納入しようとするときは、あらかじめ書面により本委員会の承認を得なければならない。

第11　その他

(1)　本事業において標準装備したソフトウェアの媒体及びライセンス証書（第８の３（ク）に

定める事項を記載したもの）並びに第6に定める製品保証の保証書（保証の提供者、期間、範囲及び条件を記載したもの。保証登録を要するものは保証登録証明書を含む。）は、学校ごとに分けて完成図書とともに本委員会へ納品すること。

(2)　不測の事態が生じた場合は、速やかに本委員会に申し出ることとし、解決に向けて誠実に対応すること。

(3)　本仕様書に定めるもののほか、契約の履行に関し必要な事項は、契約書及び南城市契約規則の定めるところによる。